

国名
ブルネイ
在外公館名
在ブルネイ日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月30日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルネイでは、個人の治療目的の麻薬のブルネイへの持ち込み及びブルネイからの持ち出しは認められていない。ブルネイ滞在中の麻薬の処方は、ブルネイ政府系の病院又は JPMC (Jerudong Park Medical Centre) で行うこととなっている。</li> <li>・また、医療用の麻薬以外の医薬品（医療用の向精神薬を含む。）の持ち込みは、事前に下記の書類を沿えて、ブルネイ保健当局に申請する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・処方箋（英文）</li> <li>・渡航者の居住地の保健当局による医師免許の証明書（英文）</li> </ul> </li> <li>・ブルネイへの入国・ブルネイからの出国の際には、上記の2つの書類に加えて、ブルネイ保健当局からの証明書を税関に提示する必要がある。</li> </ul> <p>（申請先）</p> <p>Name: Pharmacy Services, Ministry of Health Brunei Darussalam  Address: Simpang 433, Rimba Highway, Kg Madaras, BSB Brunei Darussalam Ministry of Health Brunei Darussalam  Tel.: +6732393298 ext 208  Fax: +6732393096</p>

E-mail: pharmacy.services@moh.gov.bn

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

#### 参考情報

##### 関連法律

- ・ Medicines order, 2007
- ・ Poisons act (chapter 114)
- ・ Misuse of Drugs act (chapter 27)

[http://www.incb.org/documents/Travellers/files/BRU\\_ENG\\_2016.pdf](http://www.incb.org/documents/Travellers/files/BRU_ENG_2016.pdf)